

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

毎年送付される国民年金保険料の納付書は前夫に渡し、保険料納付を任せていたが、半年分ぐらいの国民年金保険料が未納になっているという通知と納付書と一緒に送られてきたので、A市役所で納付したことを鮮明に覚えている。納付金額は3万円から4万円ぐらいであったような気がする。納付時期は覚えていないが、経済的に余裕が無かったので、取りあえず自分の保険料だけでも納付しようと思って納付したことを覚えている。

間違いなく申立期間の保険料を納付しており、未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「未納通知と納付書が送付され、未納保険料を納付した時期は覚えていないが、経済的に余裕が無かった時期であった。」としているところ、オンライン記録から、申立人及びその前夫が保険料を免除されていた時期である平成6年11月9日に申立期間の国民年金保険料に係るものと考えられる過年度納付書が発行されていることが確認できる上、全ての国民年金加入期間を通して、申立期間以外に国民年金保険料の未納通知が発行されうる状況は見当たらない。

また、A市は、「申立期間頃は、当市の指定金融機関として庁舎内にB銀行C支店が設置されており、国庫金の収納業務を取り扱っていた。また、国民年金保険料の未納対策として、当市の庁舎内においてD社会保険事務所（当時）と合同で集合徴収を実施していた。」と回答しており、申立期間当時、同市において過年度保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の設定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月まで、及び 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を同年 1 月から 22 年 1 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 1 月 6 日から 19 年 11 月 1 日まで  
② 平成 19 年 11 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

申立期間①に係る B 社及び申立期間②に係る A 社における私の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と相違している。両社の実質的な事業主は、同一人物であり、意図的に標準報酬月額を低く届け出していた。事業主に、何度か訂正の手続を申し入れたが聞き入れないため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 1 月 6 日から 19 年 11 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち、申立期間①及び平成 19 年 11 月 1 日から 21 年 1

月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②のうち、同年 1 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間②のうち、平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、21 年 1 月から同年 8 月までは 16 万円、同年 9 月から 22 年 1 月までは 17 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給料明細及び顧問会計事務所から提出された所得税源泉徴収簿によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月まで、及び 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 21 年 1 月から 22 年 1 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金特例法を適用する期間の標準報酬月額については、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、厚生年金特例法を適用する期間のうち、平成 19 年 1 月から 20 年 12 月までの期間については、申立人から提出された給料明細及び顧問会計事務所から提出された所得税源泉徴収簿から、申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致していることから、当該期間については、同法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 11 年 1 月から 18 年 12 月までの期間について、申立人に係る平成 18 年度及び 19 年度の所得課税証明書によると、17 年 1 月から 18 年 12 月までの期間における社会保険料等控除額は、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく社会保険料より低額であることが確認できる。

さらに、B 社の同僚は、「私も給与明細を持参して年金事務所で相談したが、私の標準報酬月額も実際の給与額より低額で記録されているものの、厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額に基づくものであることが判明したため、第三者委員会への申立ては行わなかった。」と供述している上、同社の事業主からは賃金台帳等の提出が無く、申立人も給料明細を保管していない

ことから、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年12月から44年10月までは2万円、同年11月及び同年12月は1万8,000円、45年1月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から46年12月までは2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月23日から41年9月17日まで  
② 昭和42年4月17日から同年9月1日まで  
③ 昭和42年12月1日から47年1月30日まで

申立期間①、②及び③について、支給されていた給料と標準報酬月額が大分違っていると思われる。申立期間①及び②については、給料支払明細書は無いが、申立期間③については、給料支払明細書が有るので、それぞれの期間について確認の上、年金記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、昭和43年1月から同年5月までの期間、同年7月及び同年12月から46年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、43年1月から同年5月までの期間、同年7月及び同年12月から44年10月までの期間は2万円、同年11月及び同年12月は1万8,000円、45年1月から同年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から46年12月までの期間は2万8,000円にすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、昭和42年12月、43年6月及び同年8月から同

年11月までの期間については、申立人から給料支払明細書の提出はなく、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できないものの、申立人から提出のあった当該期間の前後の期間における給料支払明細書で確認できる保険料控除額は、同額であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと認められることから、当該期間における申立人の標準報酬月額については2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明としているが、上記の給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が同じ職種であったとする同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、当該同僚は、「私の標準報酬月額は、ねんきん定期便の内容くらいであった。」旨を供述しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

申立期間②については、申立人と同時期に勤務している複数の同僚の標準報酬月額と比較したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、当該期間当時の複数の同僚は、「当時もらっていた給与の額とねんきん定期便で通知があった標準報酬月額は、ほぼ同じであった。」「ねんきん定期便に記載されている金額に納得している。」旨を供述しているほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は不明であることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成17年6月24日は53万1,000円、同年12月22日は58万4,000円、19年12月25日は59万8,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17年6月24日は51万8,000円、同年12月22日は58万4,000円、19年12月25日は59万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月24日  
② 平成17年12月22日  
③ 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、17年6月24日は53万1,000円、同年12月22日は58万4,000円、19年12月25日は59



万 8,000 円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人 A から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表、「年末調整過不足額一覧表（17 年分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成 22 年 9 月 8 日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 6 月 24 日は 51 万 8,000 円、同年 12 月 22 日は 58 万 4,000 円、19 年 12 月 25 日は 59 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成17年6月24日は40万8,000円、同年12月22日は44万9,000円、19年12月25日は46万9,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17年6月24日は39万9,000円、同年12月22日は44万9,000円、19年12月25日は46万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月24日  
② 平成17年12月22日  
③ 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、17年6月24日は40万8,000円、同年12月22日は44万9,000円、19年12月25日は46

万9,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表、「年末調整過不足額一覧表（17年分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年6月24日は39万9,000円、同年12月22日は44万9,000円、19年12月25日は46万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成17年6月24日は63万1,000円、同年12月22日は69万4,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17年6月24日は61万6,000円、同年12月22日は69万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月24日  
② 平成17年12月22日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、17年6月24日は63万1,000円、同年12月22日は69万4,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表、「年末調整過不足額一覧表（17年分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年6月24日は61万6,000円、同年12月22日は69万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、28万4,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 24 日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、28万4,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞

与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる厚生年金保険料控除額から、27万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、40万2,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月24日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、40万2,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞



与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる厚生年金保険料控除額から、39万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、25万4,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月24日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、25万4,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞

与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる厚生年金保険料控除額から、24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成17年6月24日は10万1,000円、同年12月22日は34万6,000円、19年12月25日は39万2,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17年6月24日は9万9,000円、同年12月22日は34万6,000円、19年12月25日は39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月24日  
② 平成17年12月22日  
③ 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月13日付けで、17年6月24日は10万1,000円、同年12月22日は34万6,000円、19年12月25日は39

万 2,000 円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、法人 A から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表、「年末調整過不足額一覧表（17 年分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成 22 年 9 月 8 日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 6 月 24 日は 9 万 9,000 円、同年 12 月 22 日は 34 万 6,000 円、19 年 12 月 25 日は 39 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月24日は5万1,000円、同年12月22日は29万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 24 日  
② 平成 17 年 12 月 22 日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表、「年末調整過不足額一覧表（17年分）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所に提出）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年6月24日は5万1,000円、同年12月22日は29万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。



したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額から、50万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額から、34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額から、31万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額から、31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に法人Aから支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことが平成22年9月に判明したが、既に消滅時効が成立した後であった。申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料が、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（平成22年9月8日年金事務所受付）」の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。



したがって、申立期間の標準賞与額については、上記事業所から提出された申立期間に係る賞与支払額の一覧表等で確認できる賞与額から、45万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成 6 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 6 年 6 月まで  
昭和 62 年頃、A 国に居住していた私の代わりに、父親が国民年金の加入  
手続を B 市役所で行うとともに、2 年間分の保険料をまとめて納付し、以  
降も父親が毎月、金融機関で納付していた。平成 6 年 6 月に結婚し、改姓  
した時点から納付した記録となっているが、旧姓の期間の記録が欠落して  
いることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号の前後の払出し状況から平  
成 8 年 7 月以降に払い出されていることが確認でき、この時点において、申  
立期間のうち、昭和 60 年 8 月から平成 6 年 5 月までの保険料は時効により納  
付することができなかつたものと考えられる上、申立人に別の同記号番号が  
払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親は、「加入手続を行った際に、約 2 年間分の国民年金  
保険料を B 市役所の担当窓口で遡って納付し、以降は毎月、金融機関で納付  
していた。」と供述しているところ、オンライン記録及び国民年金被保険者  
名簿によると、確かに申立人の国民年金保険料は、平成 6 年 7 月から 8 年 6  
月までの 2 年間分の保険料が遡って納付され、当該期間以降の保険料につい  
ては、毎月、金融機関で納付されていることが確認できるものの、申立人の  
父親が主張する昭和 62 年頃に加入手続を行い、保険料を納付した形跡は確認  
できない。

このほか、申立期間は 107 か月と長期間であり、事務処理誤りが繰り返し  
行われたとは考え難い上、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示  
す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納  
付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ  
とはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年2月まで

申立期間当時、私は学生で海外にいたため、母が代わりに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。納付方法は、集金に来ていた地区自治会のAさんに納付し、その証としてスタンプを押してもらっていたようだが、既に無くしていると母から聞いている。

申立期間について、両親の記録は国民年金保険料を納付済みとなっているので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、私は学生で海外にいたため、母が代わりに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。」としており、申立期間当時は、申立人は、国民年金の任意加入対象者であったことがうかがえるところ、B市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金手帳記号番号が平成3年4月18日に払い出されていること及び申立人が2年7月18日に新規に国民年金の第1号被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする母親は、当該加入手続き及び保険料の納付に関する記憶が定かでなく、申立人の申立期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年12月まで

若い時に体を悪くしてから、体力的に仕事が続かず、妻の収入だけで生活していたので、国民年金については、ずっと保険料免除の手続きをしていた。毎年、A市役所から送付されるはがきに必要事項を記入して返送していたが、申立期間についても、収入に変化は無かったので、それまでと同様に免除手続きをしたはずであり、申立期間だけ免除手続きをしていないことは考えられない。

また、保険料免除の承認通知について、申立期間に係る当該通知は送付されなかったが、これまでも送付されなかった時があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び同市のオンライン記録から、申立期間のうち、平成14年12月から15年6月までの期間については、同年4月14日に、同年7月から同年12月までの期間については、同年8月7日に免除申請が行われ、いずれも全額免除が却下されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成14年4月から15年6月までの期間に係る申請免除については、13年中の申立人及びその妻の所得が、15年7月から同年12月までの期間に係る申請免除については、14年中の同所得が審査対象となるところ、A市の市・県民税課税台帳により確認できる13年及び14年中の同所得状況を踏まえると、いずれも申立人の妻の所得が当時の審査基準を超えていたため全額免除が承認されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から平成 8 年 9 月まで

私は、ねんきん定期便により、A社における標準報酬月額の記録が、実際の報酬額より大幅に低く記録されていることを知った。同社は昭和 50 年代初めから社会保険料の滞納があったらしく、私も社会保険事務所（当時）の職員が、何度か同社を訪問していたことも知っており、当該職員と同社の社会保険事務担当者間で、滞納保険料についての協議、指導が行われた結果、私の標準報酬月額を低額で届け出たものと思われる。調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、商業登記簿謄本によると、A社は、平成 22 年 10 月\*日に破産手続を終結しており、申立てに係る貸金台帳等の関連資料は保管されていないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認できない上、申立期間当時の同社の経理及び社会保険の事務担当者は既に死亡していることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関する供述を得ることができない。

また、A社において役員報酬を受けていた同社の厚生年金保険被保険者 4 人の標準報酬月額を検証したところ、申立人の標準報酬月額だけが、低額に届け出られている状況は見受けられない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月頃から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 27 日から同年 5 月 4 日まで  
③ 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで  
④ 平成 5 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
⑤ 平成 7 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①、②及び③について、それぞれA社、B社（現在は、C社）及びD社において勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録が無い。

また、申立期間④及び⑤について、それぞれE社（現在は、F社）における厚生年金保険被保険者期間が3か月、及びG社における厚生年金保険被保険者期間が9か月となっているが、給料支払明細書から、それぞれ4か月分及び10か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の同僚は、「申立人は、私が入社した昭和 33 年 4 月よりも後から勤務するようになった。」と供述している上、改製原附票から、申立人が同年 6 月 \* 日に住み込み先の同社の所在地に住所を異動させていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年 4 月以降の期間において同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時、A社において、給与及び社会保険関係業務全般の担当者であった同僚は、「同社では、試用期間を設けており、試用期間中の社員は、年金に加入させていなかった。」と供述している上、同社の複数の同僚も「入社後、数か月して年金に加入した。」旨を供述しているとともに、前述の昭和 33 年 4 月に入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年 8 月 1 日となっていることが確認できることから判断すると、同社においては、入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

また、A社は、昭和41年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間①におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社の同僚の供述及び申立人に係る改製原附票から、申立期間において、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の複数の同僚は、「入社して数か月後に厚生年金保険に加入した。」「入社後すぐには厚生年金保険の加入記録が無い。」旨を供述している上、申立期間②当時に同社で勤務していた同僚が所持している給料支払明細書によると、当該同僚は、入社後の数か月間は、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B社の申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、C社は、「申立期間当時の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間②におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人のD社における勤務内容及び同僚の名前に関する記憶が詳細なことから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社の複数の同僚は、「同社では、厚生年金保険に加入させない期間があった。」「試用期間及び見習期間があり、半年から1年は厚生年金保険及び健康保険に加入できなかった。」旨を供述しているところ、雇用保険被保険者記録の確認できた複数の同僚について、雇用保険被保険者資格を取得した後、数か月から数年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、D社は、「社会保険や雇用保険、退職者名簿などの当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間③におけるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除を確認で



きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「年金事務所の記録では、私のE社における厚生年金保険被保険者期間が3か月（平成5年9月1日から同年12月19日までの期間）となっているが、同社には平成5年8月から勤務しており、給料支払明細書において、合計4か月分の厚生年金保険料が控除されているので、同年8月から厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているところ、申立人から提出された給料支払明細書から、勤務開始時期の特定はできないものの、申立人は、遅くとも同年8月からE社に勤務していたことが認められるとともに、給与から合計4か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、F社は、厚生年金保険料の控除方式について、「厚生年金保険料の控除方式は当月控除である。」と回答しているところ、申立人から提出された平成5年8月分の給料支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同年9月から同年12月までの分の給料支払明細書において、合計4か月分の厚生年金保険料が控除されていることについて、同社は、「同年12月分の給与から、資格喪失月である同年12月の厚生年金保険料を誤って控除し、返金できていない。」と回答していることから、申立人は、同年8月の厚生年金保険料を控除されておらず、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年9月から厚生年金保険料の控除が開始されていることが推認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「年金事務所の記録では、私のG社における厚生年金保険被保険者期間が9か月（平成7年11月1日から8年8月31日までの期間）となっているが、同社には平成7年9月26日から勤務しており、給料支払明細書において、合計10か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同年9月26日から厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているところ、申立人から提出された給料支払明細書には、事業所名の記載が無いものの、同社において使用されていたものと推認でき、当該給料支払明細書から、申立人が同社に同年9月26日から勤務していたと考えられるとともに、給与から合計10か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、G社における厚生年金保険料の控除方式について、同社の元事業主は、「同社では、当月分給与（翌月5日支払）から当月分保険料を控除していた。翌月末に社会保険事務所（当時）に保険料を納付するため、一度会社が立替払をする必要がある翌月分給与（翌々月5日支払）からの控除は行っていない。」と供述しているところ、申立人から提出された平成7年10月分（平成7年11月5日支払）の給料支払明細書においては、厚生年金保険料は控除されておらず、同年11月分（平成7年12月5日支払）の給料支払明細書から、厚生年金保険料の控除が開始されていることが確認できることから、申立人は、同年9月及び同年10月の厚生年金保険料を控除されておらず、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年

11月から厚生年金保険料の控除が開始されていることが推認できる。

また、平成7年11月から8年8月までの分の給料支払明細書において、合計10か月分の厚生年金保険料が控除されていることについて、G社の元事業主は、「同社は既に廃業しており、同社に係る資料は廃棄しているため、分からない。」と回答しているものの、当月分給与（翌月5日支払）から当月分保険料を控除していたと回答していることから判断すると、資格喪失月である同年8月の厚生年金保険料を誤って控除した事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年7月1日まで  
② 昭和23年10月1日から24年7月1日まで

私は、昭和22年10月にA局を退職後、遅くとも23年春頃には、B社に入社し、C省（現在は、D省）に入省する直前の24年7月1日までは勤務していた。しかし、私のB社における厚生年金保険の加入記録が23年7月1日から同年10月1日までの3か月となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間の始期を、A局退職後の昭和22年10月1日としたが、同日以降に、期間は特定できないものの、自宅近くのE店で働いていた時期があったことから、B社については、23年春頃から勤務していたと思う。」と主張しているところ、同社において、同年8月1日に厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる同僚が、「私は、申立人と同様にFを作る作業をしていた。私は同年8月1日より3か月以上前から同社で勤務していたが、申立人は私よりも先に同社で勤務していた。」と供述していることを併せて判断すると、申立人は、同年春頃から同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の申立人と同職種の同僚の供述から、当該同僚は昭和23年5月以前にB社に入社していることが推認できるものの、厚生年金保険に加入したのは同年8月1日であることから、申立期間①当時、同社は、従業員について、入社から一定期間が経過した後に同保険に加入させていたことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本によると、B社は既に解散しており、申立期間当時の役員は、「同社は倒産しており、関係資料等は残っていない。」と回答している上、前述の同僚以外の供述を得ることができないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間②については、D省から提出された申立人の履歴書及び

人事記録によると、申立人は、申立期間当時、C省の関係機関に技能補助員として勤務していたことが確認できる。

加えて、前述の同僚からも、申立期間②の申立てに係る事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

申立期間における私の標準報酬月額は、実際にA信用金庫（現在は、B信用金庫）から支給された給与額と異なり、申立期間以前の標準報酬月額より低額となっている。調査の上、当該標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和 47 年 10 月にそれまでより低い標準報酬月額に変更されていることが納得できない。」と主張しているが、A信用金庫において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後 1 年間に同資格を取得した同僚 22 人のうち、申立人を含む 8 人について、申立期間に近接する時期に、従前の標準報酬月額より低い標準報酬月額で定時決定が行われていることが確認できる。

また、申立人は、「A信用金庫では、基本給に加えて、残業手当として毎月 1,500 円から 2,000 円程度の固定された金額が、労働時間に関係なく支給されており、そのほかに手当は支給されていなかったため、1 年を通じて手取り額は変わらなかった。」と主張しているが、同金庫の複数の同僚は、「通常月の残業手当は、1,000 円から 2,000 円程度の金額であったが、決算等の繁忙期の残業手当は通常月より多く支払われていた。」「残業手当は月によって変動していた。」「残業手当のほかに通勤手当が支給されていた。」旨を供述していること、及び申立人の供述内容から、昭和 47 年 4 月の人事異動により、申立人の通勤先が従前より自宅に近い店舗に変更になったことなどから判断すると、同年同月以降の給与支給額は、それまでの給与支給額と比べて、手当等の金額が異なっていた可能性がうかがえることから、申立期間に係る定時決定において、従前の標準報酬月額より 1 等級低い標準報酬月額に決定されたことが不自然であるとまでは言い難い。

さらに、供述を得ることができたA信用金庫の同僚は、給料明細書等を保有しておらず、また、B信用金庫は、A信用金庫との合併以前の期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管していないことか

ら、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

加えて、A信用金庫の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って記録訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から 49 年 6 月まで  
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 5 月まで

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はB社において、いずれもC業務員として勤務し、それぞれ 24 万円及び 23 万円の給与を受けていた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額は 5 万 6,000 円から 6 万円、申立期間②の標準報酬月額は 5 万 6,000 円と著しく低くなっている。

申立期間①及び②の標準報酬月額の記録について、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社でC業務員として勤務していた複数の同僚は、「実際の給与支給額に比べて、標準報酬月額が低くなっている。」旨を供述している上、C業務員として勤務していた他の複数の同僚から聴取した申立期間①当時の自身の記憶する給与支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る金額であることから、申立人についても、申立期間①当時、実際の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間①当時の賃金台帳や社会保険関係の資料は保存されていない。」と回答しており、申立期間①当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間①当時、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られたC業務員であった複数の同僚も、申立期間①当時の給与明細書等の関連資料を保管していない上、厚生年金保険料控除額について、具体的な供述を得られず、申立期間①当時のC業務員に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、

記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、B社の同僚は、「社会保険事務担当者から、給与額を正しく届出したのでは、会社の保険料の負担が重くなるので、実際の給与額より低い金額で届出をし、その届出に基づき保険料を控除していると聞いたことがある。」と供述しているところ、報酬月額について、申立期間②当時、同社でC業務員として勤務していた複数の同僚は、「実際の給与額に比べて、標準報酬月額が低くなっている。」旨を供述していることから、申立人についても、申立期間②当時、実際の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことがうかがえる。

しかしながら、B社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡していることから、申立期間②当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間②当時、B社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られたC業務員として勤務していた複数の同僚も、申立期間②当時の給与明細書等の関連資料を保管していない上、厚生年金保険料控除額について、具体的な供述を得られないことから、申立期間②当時のC業務員に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。